

～ORIGAMI プラザ(生涯学習センター)における 拾得物及び遺失物の取扱いについて～

ORIGAMI プラザ(生涯学習センター)内で落とし物をした方及び拾得した方は、速やかに下記係まで申し出てください。届け出のあった落とし物は、一時保管の上、持ち主が特定できた場合には本人にご連絡させていただきます。

なお、落とし物の受け取りの際には、本人確認書類等のご提示をお願いすることがございますので、ご了承ください。

また、ORIGAMI プラザ(生涯学習センター)内での落とし物の取扱いは、次のとおり定めておりますので、予めご了承ください。

- 1 ORIGAMI プラザ(生涯学習センター)内で届けられた落とし物の預り期間は、**3カ月とし、期間を過ぎた場合は原則処分します。**
- 2 預り期間を過ぎた落とし物のうち、有効活用できるものについては、次のとおり取り扱う場合があります。
傘・文具類等・・・ORIGAMI プラザのラベルを貼った上で貸出用として活用します。
- 3 次に示す貴重品等については、**原則、取得から7日以内に警察署に届け出ます。**
尚、職員以外の方が拾得した物については、その方を拾得者として施設管理者が届出をします。下記以外の拾得物で、経済的価値の低い物、又は社会生活上紛失したとしても影響のない物については届出を行いません。
 - ・現金
 - ・有価証券
 - ・運転免許証等の本人確認書類
 - ・預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード
 - ・電子機器
- 4 落とし物の現物確認などについては、生涯学習センター窓口にて随時承ります。
- 5 1～4における事務処理等は、**生涯学習課生涯学習係(電話：56-9159)**が行います。